

令和5年第4回 新座市教育委員会 臨時会  
会 議 録

招集期日	令和5年9月13日午後 0時30分	場所	市役所第二庁舎教育長室			
開閉日時 及び宣告者	令和5年9月13日午後 0時45分開会 令和5年9月13日午後 1時 閉会	宣告者	金子 廣志 金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	鈴木 松江	○			
	3	脇田 美保子	○			
出席職員	①教育総務部長	—	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	—	③教育総務課長	—
	④中央公民館長	—	⑤中央図書館長	—	⑥歴史民俗資料館長	—
	⑦学校教育部長	—	⑧学校教育部副部長兼学務課長	○	⑨教育支援課長	—
	⑩教育相談センター室長	—				
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和5年第4回新座市教育委員会臨時会を開会する。 午後0時45分				
議案第34号	教育長 学務課長	<p>議案第34号「令和6年度当初新座市教職員人事異動の方針について」を学務課長から説明願う。</p> <p>本議案は、令和5年8月21日に埼玉県教育委員会より、令和6年度当初教職員人事異動方針が示されたので、本市として、令和6年度当初新座市教職員人事異動の方針を決定するため上程するものである。</p> <p>県の人事異動方針及び人事異動細部方針では、昨年度と大きな変更点はないが、地方公務員法の一部が改正され、定年が延長されたことに伴い、定年は「県の定年等に関する条例によるもの」とされている。また、再任用職員と並列で「役職定年後の教職員」という文言が追記されている。さらに女性教職員については、「管理職への」という文言が追記され、管理職への積極的な登用に努めるとされた。</p> <p>県からの説明の中では、今の変更点に加え、定年が延長されたことに関連して、勸奨退職の対象年齢については従前の「45歳以上勤続20年以上の者」であることに加え、「60歳未満であること」が補足として触れられていた。昨年度変更された「新採用から6年以内に異動」については、変更はない。</p> <p>本市では、県の方針と同様、役職定年後の教職員について記載するとともに、定年退職については「定年等に関する条例に定めるところによる」とし、女性教職員についても「管理職への積極的な登用に努める」と文言を改めている。</p>				

	<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第34号について、質疑はあるか。 承認 議案第34号は、承認する。</p>
<p>議案第35号</p>	<p>教育長</p> <p>各委員 教育長</p>	<p>議案第35号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」を審議することとする。本議案は人事案件につき非公開としてよいか。 承認 では、非公開とする。 (非公開)</p>
	<p>教育長</p>	<p>議案第35号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」は原案どおり承認する。</p>
<p>閉会</p>	<p>教育長</p>	<p>これをもって、令和5年第4回新座市教育委員会臨時会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">午後1時</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記